

◎工事費内訳書の提出における留意点について

平成26年6月4日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という。)が改正され、建設業者は入札契約適正化法の適用対象となる公共工事(以下「公共工事」という。)の入札に参加するにあたって、自己の見積金額にかかわらず、平成27年4月1日から入札金額の内訳を記載した書類(以下「工事費内訳書」という。)を提出することになっています。

工事費内訳書については、平成27年6月15日以降に県土整備部が入札公告等を行うすべての公共工事に係る競争入札から様式等を統一していたところですが、平成28年11月1日以降に公告となる入札より下記のとおり本「◎工事費内訳書の提出における留意点」を改正したうえで適用することとします。

記

1. ぐんま電子入札共同システムにおいて、契約担当者が発注案件ごとにエクセルファイルにより添付した「工事細別の大項目以上等」で構成する工事費内訳書の所要欄に、入札参加者は金額等を入力するとともに、検算等により内容を確認したうえで、ぐんま電子入札共同システムにより「エクセルファイル」で契約担当者に提出してください。

2. 工事費内訳書の入力にあたっての留意事項

- (1) **特段の問題がなければ、前掲の「工事内訳書の作成例」における工事価格は万円単位、それ以外の項目は百円単位が望ましい。**
- (2) 工事費内訳書(エクセルファイル)は「計算式」が挿入されていないため、必ず誤りが無いよう検算するとともに、計算式を挿入することも可とする。

3. その他

条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)において低入札価格調査制度を適用している案件で低入札価格調査の対象となった場合は、小項目までの工事費内訳書及び詳細な説明資料等を入札参加者に求めるものとする。